

## 令和6年度 相模原市南区放課後等ディサービス合同説明会

共催：相模原市

一般社団法人相模原市南区地域障がい福祉連絡協議会

# 『放課後等ディサービスとは』

まず、私たちの団体の紹介と合同説明会開催の経緯と私の自己紹介とこの合同説明会の目的を説明させて頂きます。

私たちは、一般社団法人相模原市南区地域障がい福祉連絡協議会といいます。長い名称なので略称で南連協と名乗っています。当法人は民間の団体です。南区を中心に当法人の目的に賛同した障がい福祉事業所が加盟しています。加盟団体は会費を払います。すべての活動はボランティアです。お金を払ってでも地域の障がい福祉向上の為に何かできないかと考え続ける団体です。ホームページに加盟団体一覧があります。

合同説明会開催経緯です。8年前の平成29年に南子育て支援センター療育相談班と社会福祉法人慈恵療育会（じけいりょういくかい）の児童発達支援センターパンピが、年少さん年中さん年長さんの保護者の皆様が、就学後の放課後等ディサービス事業の利用に関して、不安や疑問があるとのニーズをキャッチしました。

当時の市の担当者と協議し、市との協働事業として私たちが合同説明会に全面協力する運びとなりました。

次に私の自己紹介をします。当法人の会長とNPO法人地域福祉研究舎の副理事長をやっています坂本桃子といいます。短大で福祉を学び、22年前から障がい福祉分野に携わり、社会福祉士という福祉全般を専門とする国家資格を持ちながら活動しています。

私はEGPAという自己免疫疾患の難病障がい者です。手足や心臓や肺など全身に様々な障がいがあります。毎日のステロイド服用と、1~2か月に1回、免疫グロブリンという血液製剤を大量投与しないと生きられない人生が、18年前の29歳の時から始まりました。このEGPAという難病は100万人に数人の発症率です。しかしながらEGPAは喘息やアレルギー性鼻炎の既往症がある人しか発症しません。その発症率は1,000人に一人です。ぐっと身近になります。最小発症年齢は16歳です。最も発症が多い年代は40~50代です。現在は研究が進み、早期発見早期治療で9割の方が私のように重篤化せず日常生活をおく事ができます。2週間以上の微熱や手足のしびれがあったら、町医者で好酸球値を調べてもらい、15%以上だったらアレルギー科か呼吸器内科の専門医に見てもらって下さい。病気のインフォメーションでした。

加えて、一昨年の夏に希少ガンである脾臓の悪性腫瘍がみつかり、昨年の4月に肝臓にがん転移したところです。もともとの病気と長年の治療により、開腹手術や抗がん剤治療などができるので予後観察です。私の難病と脾臓の希少ガンの併発は、統計上地球上で1人の事です。

生活や人生に色々な制約はありますが、不思議な事に、生と死が毎日身近になった難病発症後以降のほうが、心が楽な時があります。発病後は、起業したり、このような活動をしたり楽しく生きています。

私は生まれ育った相模原市南区に住むすべての人が、辛いから死んじゃおっかなとか家族みんなで天国に行こっかなあと思わなくともすむように、気軽に疲れちゃったんだけど助けてぇと声を挙げられる町にしたいと思っています。私の人生も助けなければ成り立ちません。自由に移動もできないし、体調が悪い時は寝たきりになり、おしつこもうんちもオムツです。でも、手伝って欲しいよぉと声を上げると、なんとかなるものです。どうにもならない事はないのです。

では、具体的な説明に入る前に、この南区放課後等ディサービス事業合同説明会のもっとも大切な事柄である目的をお伝えします。

二つあります。

1つ目は「就学とその後の生活への不安や疑問の軽減」

2つ目は「まずは小学校に慣れる事が最優先で、放課後等ディサービスの利用は二の次だ！をお伝えする」

という事です。

2つ目がキーポイントです。

福祉的支援から教育的指導になります。児童・生徒の学生期間は教育的指導が続きます。卒業後は再び福祉的支援になります。

障がいのあるなしに関わらず、小学校1年生・2年生の子ども達は混乱しまくります。

小学校にも慣れていないのに、小学校で疲れ切った放課後に、また別の集団で過ごさなければならない。これは相当な負担です。

ご家族のご健康やお仕事の都合で、放課後の支援が就学当初から必要な場合もあると思います。そのような時は存分に福祉サービスを利用して下さい。子ども自身の頑張りがキャパオーバーにならないように、私たち福祉従事者が根こそぎバックアップしますので安心して下さい！！

もしもご家庭に余力があれば、入学後1か月から3ヶ月は慣らし保育期間と思って、初めての学校生活で戸惑う子どものフォローをしてください。学校で頑張った子ども達が、ホッとできるお家に帰らせてあげてください。

支援級への就学が決まっている場合は特にその必要があります。

では次のページから具体的に放課後等ディサービスについてお話しします。

まず、法律で定められている事を説明します。

### 放課後等ディサービス事業の概要

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進する。

### 対象児童

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がいのある子ども達です（つまり小学生・中学生・高校生）。特例として引き続き放課後等ディサービスを受けなければその子の福祉を損なうおそれがあると認められるときは満20歳に達するまで利用することができます。

### 放課後等ディサービスの基本的役割

3つあります。この役割を達成する為に「児童発達支援管理責任者」という有資格者を配置する事が法律で定められています。一つずつ説明します。

#### ① 子どもの最善の利益の保障

学校や家庭とは異なる時間・空間・人・体験を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援をする。

児童発達支援管理責任者が個別支援計画を、ご本人とご家族と話し合いながら作成する事になっています。この個別支援計画は書類としてご家族にお渡しすると共に、最低でも半年に1度は見直し、年1回必ず作成する事になっています。

もしも事業所が個別支援計画を作成しないと、「減算」というペナルティーが科せられます。減算とは、国から支払われるサービス利用費を差し引かれるというペナルティーです。なぜこのような厳罰が設けられたかというと、人数だけ集めて毎日DVDを流して見せているだけなど、発達支援をしているとは言えない事業所が全国的にあり、行政等に苦情が多く寄せられた為です。という訳で、個別支援計画作成は重要な役割となります。

#### ② 共生社会の実現に向けた後方支援

必要に応じて学校や医療等と連携をとる

学校に関しては、5年前に法律で放課後等ディサービスと連携しなければならないと義務づけられています。必要に応じて、ケース会議と呼ばれるご本人やご家族と放課後等ディサービス事業所や相談支援事業所や児童相談所など、関係者が学校で集まり会議をする事もできます。

保育所等訪問支援の受け入れも、学校は拒むことはできません。保育所等訪問支援とは、通っている各種学校に臨床心理士や保育士やOT作業療法士やPT理学療法士などの有資格者が訪問し、学校でのご本人の様子を見て、担任と一緒に学校での支援を考えていくサービスの事です。学校での過ごし方や担任の対応に疑問や不安があったら、児童発達支援管理責任者に保育所等訪問支援事業のサービス利用について相談してください。相談支援事業所と契約している場合は、相談支援事業所の担当者に相談する事もできます。

医療機関とも情報共有する事ができます。小児精神科医の指示の下に支援を組み立てる事もできます。

### ③ 保護者支援

子育ての悩みに対する相談、ケアを一時的に代行する

②でもお話させて頂きましたが、どんなことでも、児童発達支援管理責任者に、相談してください。

「ケアを一時的に代行する」というのは、放課後等ディサービスの利用理由が、ご家族のレスパイトでもよいという事です。

### 受給者証

放課後等ディサービスを利用するには受給者証が必要です。受給者証は、療育手帳や身体障がい者手帳などの手帳がなくても、医師の意見書があれば交付されます。受給者証に関しては私の説明後の休憩のあとに、この南保健福祉センター3階にある南高齢・障がい者相談課の職員さんから説明させて頂きます。

受給者証申請書類の一つに「障がい児支援利用計画」というのがあります。これは放課後等ディサービスを何日利用する必要があるかを、市に説明する書類です。相談支援事業所と契約して作成する方法と、セルフプランといって、ご家族が市から郵送される用紙に記入して作成し提出する方法があります。

セルフプランの場合、先ほどお話しした放課後等ディサービス事業所に必ず居る、児童発達支援管理責任者と、一緒に作成する事もできます。

相談支援事業所ですが、現在南区で新規受付をしている事業所はありません。お一人年間2万円という報酬で単独運営できないので数が増えません。今年の4月に法改正があり、放課後等ディサービス事業所の児童発達支援管理責任者がセルフプランの方をバックアップする事になりました。しかし現状の児童発達支援管理責任者達が、特別な訓練を受けた相談支援事業所に従事する相談支援専門員の役割を担える力はありません。今年度当法人では加盟団体の児童発達支援管理責任者に相談支援の役割を果たせるように研修をしていきます。

次に、放課後等ディサービス事業で具体的に子ども達に提供されるサービス内容の一部を紹介します。これらを組み合わせて、ご本人の希望やご家族の希望に沿った発達支援をします。ご希望に対してどのような活動を提供するか、サービス提供により得られる事とはどのような事かをまとめたものが、さきほどお話した個別支援計画です。

法律では以下の4つを基本活動としています。

#### ① 自立支援と日常生活の充実のための活動

基本的日常生活動作や自立生活を支援する。

学習支援（宿題・読み書き・計算）などを提供している事業所もあります。

他には SST や TEACCH プログラムなどの心理療法を使って支援をしている事業所もあります。

SST とはソーシャル・スキル・トレーニングといって、日本語で言うと社会生活技能訓練という対人関係スキルを身につける為の心理社会療法です。

中学生や高校生になって、自力通所定着支援をするところもあります。

#### ② 創作活動

表現する喜びを体験し、豊かな感性を培う。

季節行事やアート活動や音楽活動や料理です。

#### ③ 地域交流の機会提供

社会経験の幅を広げていく事。地域との交流を図る。

買い物や外出（動物園・水族館）や工場見学や展覧会など、色々な外出プログラムを提供している事業所があります。高齢者施設のご利用者との交流や就労体験のプログラムを設定している事業所もあります。

#### ④ 余暇の提供

多彩なプログラムを用意し、ゆったりした雰囲気の中で活動を行える工夫をし居場所つくりをする。

みんなでやるゲームや運動。運動はプールに行ったり、川遊びをしたり、山に登ったり、屋内運動場に行ったり、体育館に行ったりします。体育教員免許のある支援員がダンスやマット運動などを一緒にやり、ボルダリングを設置している事業所もあります。

#### 事業所の形態

個別支援・小集団支援・集団支援に大別されます。

学校に迎えに行って事業所で過ごしあい家に送り届ける送迎サービスのあるところと、送迎サービスをしていないところがあります。

色々な理念やコンセプトを持った、たくさんの事業所があります。10月11日の第2回目の事業所合同説明会の時に各事業所の想いとサービス内容をお聞きいただけたらと思います。

1週間のタイムスケジュール例を3つ説明します。

① 放課後等デイサービスを週2日利用。1事業所のみ利用。

曜日	月	火	水	木	金	土	日
日中	学校	学校	学校	学校	学校	放デ A	自宅
放課後	帰宅	帰宅	放デ A	帰宅	帰宅		

② 放課後等デイサービスを週6日利用。2事業所利用。

曜日	月	火	水	木	金	土	日
日中	学校	学校	学校	学校	学校	放デ B	自宅
放課後	放デ A	放デ A	放デ A	放デ B	放デ B		

1事業所を週6日でも良いです。3事業所を併用しても良いです。

③ 放課後等デイサービスを週1日利用。学童保育を週3日利用。習い事のプールを週1回利用。

曜日	月	火	水	木	金	土	日
日中	学校	学校	学校	学校	学校	自宅	自宅
放課後	放デ A	学童	プール	学童	学童		

平日は学童に行って、休業日と呼ばれる夏休みなどの長期休暇や土曜日に放課後等デイサービスを利用している方もいらっしゃいます。

好きなスケジュールを組めます。年齢が進み必要な事が変化してきたら、その要望に合う事業所に移る事もできますし、通い始めたけど合わないなと思ったら他の事業所に移る事もできます。とにかく自由です。